

小野家文書が残したもの

林寅喜

(会員・佐伯市中川区)

昨年九月下旬の或る日、木立地区の岸の上区に住む小野さんという方から電話を頂いた。内容は、私の書いた木立の郷土史を読んでいて思い出したそうで、自分の家にも古い文書が残っているが、何か役に立てばと知らせてくれた次第である。

早速、翌日お伺いして拝見させて頂いたが、古文書には縁のない私にも、どうやら元禄時代の石盛り高表のようであることだけは読めた。そこで、ひとまずお預りして地区公民館に行き、コピーをして家に持ち帰り、役所時代の先輩で、古文書に詳しいと聞いていた染矢勘藏氏にお願いして解説してもらつた。その文面は次のとおりである。

私はこの文書を読んで驚いた。それは外でもない。よもや木立にこのような古い文書が今日まで残つていようとは思つていなかつたからである。

はじめにも書いたように、私は一昨年の春頃から郷土史の起稿を始めていた。その内容は十項目にわたつていて、中でも最も重要なポイントである「木立の歴史とながれ」の項で、農業の規模や年貢高等について詳しく解説するため、市史をはじめとして各種の郷土史を調べまた、地区にも再三足を運んだが、立証出来るような資料を得ることは出来なかつた。そこで、止むなくそれぞれの時代に於ける状況判断と、隣村の資料等を参考にし推測によつてどうにかまとめ上げた。そして、翌年の春になつて、地区公民館を通じて発刊の運びとなつたのであるが、これを読んで下さつた小野さんが、文書の保

存を知らせてくれたものである。

そこでまず、文書に書かれている内容のチェックをすることにして、面積と石盛りの計算から始めた。ところが、意外にも二ヶ所に間違いがあることが分かった。その一つは、田の下面積、九町五反九畝二三歩は一九町五反九畝二三歩でないと、高が一五六石七斗八升一合二勺七才にはならないし、面積のトータルも四五町六反五畝一〇歩と符合しない。その二つは、芝原山下々の高九七石八斗三升二合も、同じく三五石九斗八升二合が正しい。

また、残り全部の石盛り高も、一部に端数計算の誤差が見られたが、外に大きな違算はなかった。それにしても合や勺位までなら理解出来るが、才まで計算していることから考えると、たとえ一粒の米と雖もゆるがせにしないという厳しさの現われではなかつたろうか。これを今い重量制に直せば、一才はわずか一・五グラムである。さて、この文書の末尾署名欄の中に、庄屋の名がない

というのも不思議に思えるが、文面によれば、村全体の知行高を決めるため、

「庄屋肝煎百姓共書付けを以つて」

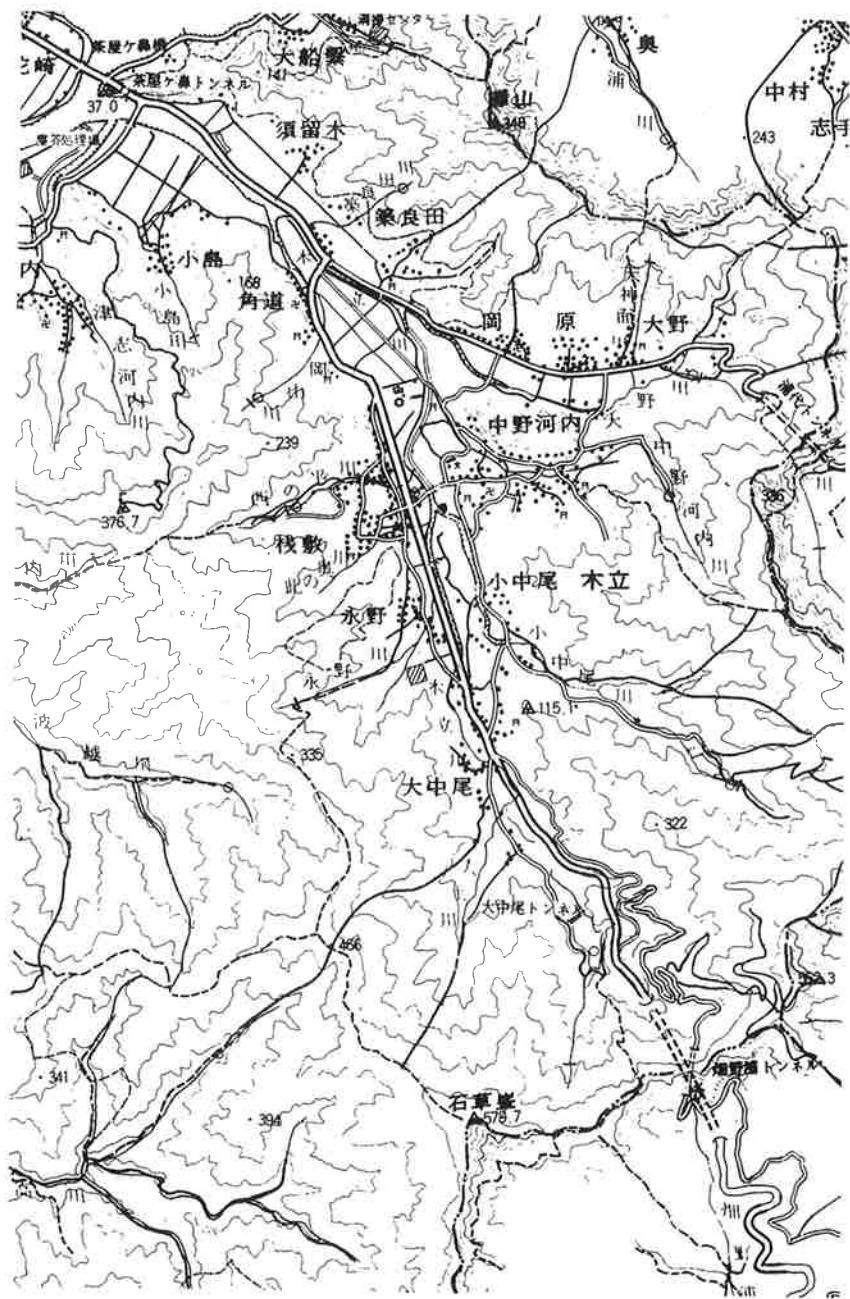
と書いてあるから、庄屋（当時は三代目泥谷又十郎）

も承知していたことは確かであろう。因に、喜之助といふ人は小野さんの祖先で、泥谷さん方今のが御当主は一三代目に当たる。したがつて、この喜之助という人は肝煎であつたに違いない。

次に、この文書の名目（文書件名）であるが、惜しいことに巻頭部分が破損してて不明である。そこで、これを今日的に考えてみると、請書とも愈書とも或いは覚え書きとも取れるような気がする。なお、本書の方は藩か郡奉行に提出し、その写しとして保存していたのがこの文書であると思う。したがつて、先きのような誤記があつたのかもしれないし、末尾氏名の筆跡が同じで、下にただ判を書いてあるのも本書でない証拠と思えるからである。

さて、この文書で見ると、この年元禄十三年（一七〇〇）の木立村の知行高は、八七四石余りであり、田畠分だけでも七七六石六斗程になる。

ところが、この翌年の元禄十四年に六代藩主高慶が幕府に提出した疋高表の内訳では、木立村は六一一石（佐伯市史による）となつてゐるから、田畠だけでも七八・七%の報告しかしておらず、村全体の知行高からすれば



七〇名の収入しかありませんと報告しているような訳であるから、藩全体からすると、相当量の鯖を読んでいたことになる。勿論、今日のように会計監査があるわけではないし、領民から誤差について弁明を求められる心配もなかつたから、現代人から見れば、その分藩の財政にゆとりがあつた筈と思うのだが……。

そこでこの問題はさて置き、当時の農地保有面積を取り上げてみよう。

文書によれば、四五町六反五畝一〇歩の水田と、八一町五反六畝一〇歩の畑、合わせて一二一七町二反一畝二〇歩の農地があつたとしている。また、この比率を見ると三五・九名の水田に対し、六四・一%が畑で、水田の一・八倍となり、断然畑が広い。これは、木立特有の地形によるものである。

それは、ご存じのように、木立は三方を山で囲まれ、一方が袋のようになってはいるが、海面（今は河川）に接している。殊に、この元禄の頃は、海面の範囲が広く内陸まで及び、須留木・築良田から岡山の前、沖田の半分位までは海面か或いは芦の生えた湿地であつたと考えられる。それに元越山をはじめ、周囲を囲む山々も比較

的高く、平地部分の流れが急な上に流路延長が短いためか、木立川とこれに入る小河川まで、常時流水することなど全くない。一方、地層は砂礫が多いのか地下水は至つて豊富で、沖田や須留木附近では海水庄に押されるためか、水脈を通して地上に吹き上げ、用水に不足するようなどかつてなかつた。また、井戸の方も各所に多く掘られたが、余程の日日照りが続かぬ限り枯れることはなかつた。

このような地理的条件から考えると、今日のように動力に頼ることの出来なかつた江戸時代に、水田が極端に少なかつたことも理解出来る。恐らく木立の場合、最初に水田として開墾された土地は、山あいで谷川の流れを利用出来る所から始まつたと考えてよいのではあるまい

か。

因に、昭和五五年の農業センサスによれば、水田の一三〇町七反八畝に対し、畑は三八町六畝で、全面積の七七・四%が水田である。また、これを先きの四五町六反五畝と比較しても約三・八倍の伸び率となり、一概には言えないけれども、如何に動力の影響が大きいか分かる。但し、この中には元禄以降になつて開田され、且つ動力

を必要としない須留木・築良田から冲田の区域や、大正の初め築かれた大町堤の完成によって水田化された面積まで含まれてはいるが、動力の影響が大きいことに変わりはない。

最後に農地面積の伸びについて考えてみると、農地は年々その面積に変動があるので、時期の設定がしにくい。特に、近年のようには場整備が進む一方で、宅地化や減反政策が行われている現状では、実質面積の把握がむづかしい。そこで、戦後実施された農地改革で調査した時の面積を基準にすることにする。

これは昭和二年（一九四六）一月二三日現在で、自作地・小作地の別を一筆毎に調査したもので、食糧増産が叫ばれた戦時に統いて、戦後最大の食糧不足であつただけに、農地はフルに活用されていて、保有面積の最も広かつた時代であったと考えるからである。

丁度私は農業委員会の書記をしていてこの調査に従事しており、当時の総面積は、一八六町歩であつたと記憶しているが、田畠別の面積は、残念ながら覚えていない。したがって、これを基に計算すれば、元禄から戦後の約二五〇年余りの間に、五八町八反の農地が開拓されたこ

となり、伸び率は四六・一%となる。なお、この面積の大部分は須留木・築良田の前から冲田の干拓によって生まれた土地であることはいうまでもない。

こうしてみると、この小野家文書が残してくれた内容は、木立にとっては誠に貴重なものであり、これによって当時の百姓達の暮らし向きから村の様子など、様々に推測することが出来る。これを機に、人口や戸別の耕作面積等についても、後々推計してみようと考えている。

（別紙小野家文書写添え）



小野家文書

平成元年九月二十八日解説

町数合 百四拾五町四反八畝武拾六步

田畠共

壱反武畝拾五歩引

高ニメ壱石武斗五升

(以上は損傷甚だしく判読せしもの)

委細奥有り

一、本高合 八百七拾四石七升武合八勺八才

此町数合 四拾五町六反五畝拾步

三百八拾三石三斗五勺九才

内

上 四町三反九畝拾八步

高 五拾武石七斗九升武合

但壱反二付
壱石武斗代

中 拾町九反四畝武拾武步

高 百九石四斗七升三合三勺武才

但壱反二付
壱石代

下 九町五反九畝武拾三步

高 百五拾六石七斗八升壱合武勺七才

但壱反二付
八斗代

下々

拾町七反式拾七步

高 六拾四石式斗五升四合

但壹反二付

六斗代

一、畠町數合
高 九拾九町八反三畝拾六步

高 四百九拾弐石式升弐合弐勺九才

内

拾九步

高六升三合三勺三才

五畝四步

高五斗壹升三合三勺三才

三畝五步

高三斗壹升六合三勺三才

三畝拾七步

高三斗五升六合六勺七才

壹反式壹拾五步

高壹石式斗五升

九拾九町七反壹畝壹步

引小以

残而

壹反式壹拾五步

高壹石式斗五升

内

屋鋪

六町壹反五畝八步

高 六拾壹石五斗弐升六合六勺三才

但壹反二付

壹石代

宮野元村ニ而庄屋五左衛門
座鋪前憚高引

松樹寺

屋鋪高引

棧敷村ニ而地堂

屋鋪高引

大野村ニ而薬師堂

屋鋪高引

上

七町三畝式拾壹歩

高 六拾三石三斗三升三合

但壹反二付
九斗代

中

拾壹町式反五畝式拾九歩

高 七拾八石八斗壹升七合六勺六才

但壹反二付
七斗代

下

三拾町六反五畝拾八歩

高 百五拾三石式斗八升式才

但壹反二付
五斗代

下々

三拾式町六反壹畝式歩

高 九拾七石八斗三升式合

但壹反二付
三斗代

芝 原

山下々

拾壹町九反九畝拾三歩

高 九拾七石八斗三升式合

但壹反二付
三斗代

本高

惣田畠高込合 八百七拾四石七斗式合八勺八才

右木立村之儀田畠不同有之候間内検

地被仰付候得与庄屋肝煎百姓共書

付ヲ以御代官坂本瀬兵衛上野平次兵衛江

願申ニ付相談之上ヲ以願之通申付

則右代官兩人御勘定人片岡喜三右衛門

御目付佐久間儀右衛門高瀬善太夫

右五人木立村江差遣シ為致内検地候

竿前之田高三百八拾三石三斗五勺九才

畠高四百九拾弐石弐升弐合九勺田畠高

辻合八百七拾五石三斗弐升弐合八勺八才但

此内畠高壹石弐斗五升引高有之

残而有高八百七拾四石七升弐升弐合八勺八才二

相極候間右帳面之通御年貢米納

所可仕者也

元禄十三年庚辰年五月十六日

木立桟敷村

喜之助

御用人

西名三右衛門

桑原半右衛門

同 同 同

竇川長兵衛

甚五兵衛

同 同 同

福泉九郎右衛門

判 判 判